

大分県PTA連合会 第18回全単P会長研修会

令和7年8月2日（土）
大分県教育会館 多目的ホール

大分県PTA連合会 第18回全単P会長研修会

目次

I：県P連 特別委員会からの提言

- (1) 会員資格について
- (2) 任意加入の団体であることの説明について
- (3) 未加入届【例】について
- (4) 市P連・県P連への未加入について
- (5) 単Pと学校間の業務委託契約について

II：県P連の活動について

- (1) 多様な学びあいの場の保障
- (2) 教育環境整備・充実、子どもの安心・安全
 - ① 県P連の行政への働きかけ〈教育問題懇談会〉
 - ② 県P連の中学校3年生学力診断テストへのかかわり

大分県PTA連合会HPの紹介

S42.6.23 社会教育審議会（旧文部省諮問委員会）報告 「父母と先生の会のあり方について」

「PTAの目的、性格」

PTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るための会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。

会員構成については、学校に在籍する児童生徒の親及び教師によって学校ごとに組織される。この会の目的達成のためには、会の趣旨に賛同する親と教師が、自主的にできるだけ多く参加することが望ましい。会員になることは個人個人の自由であり、強制されるものではない。

P T Aを取り巻く現状

強制加入、役員選出のあり方、学校とP T Aとの関係
会費納入・支出〈会計〉について・・・等、さまざまな
問題が取り上げられている。

- (1) 現在、問題がない単P・郡市P連においても、
すでに起こっている問題として情報共有をして
ほしい。
- (2) P T A活動を維持・発展させるために、会則の
見直しについて協議し、単P・郡市P連の会則
改正に向けた準備を進めてほしい。
- (3) 会則の具体的な見直しポイントについて

I：県P連 特別委員会からの提言

(1) 会員資格について

父母・父兄 ⇒ 保護者 教員 ⇒ 教職員に変更する

例 ○○学校に在籍する児童・生徒の**保護者**、または同学校に勤務する**教職員**で本会の活動に賛同する者は会員資格を得ることができる。

※会員資格については、単位PTAが主体的に決定すべきものであり、元会員や地域住民が賛助会員や特別会員として入会している場合もあります。

何をもって会員となるのか、条件を具体的に会則等に明記することがのぞましい

例) 会費納入【総会后、6月末】をもって……など
単Pの実態に合わせてほしい

(2) 任意加入の団体であることの説明について

「任意加入」という説明をし、入会届の提出をもって会員になるとすることについては慎重にすすめるべきです。十分な説明なしに入会届を配付した単P、郡市P連では「任意加入」という言葉だけが先行して会員が大幅に減少しています。

「任意加入」という説明とともに、各単Pの具体的な活動を直接保護者等に話をし「家庭・学校・地域社会、そして、保護者どうしをつなぐ要」としての「PTA活動の意義、重要性」についても説明する。

「会員一人ひとりの自覚と責任【任意】に基づいて、自主的に組織され、会費を自主財源として民主的に運営される任意団体であることで、社会教育法が規定する「社会教育関係団体」に認定される。

公の支配に属しない任意の「社会教育関係団体」であるから、国や地方公共団体は、不当に統制的支配やその事業に干渉を加えてはならないと定められている。【社会教育法第12条】

入学説明会・入学式時の保護者会などで、単P会長が任意加入であることを説明していると思います。

単P会長が直接、各学校ごとの活動や家庭・学校・地域社会、そして、保護者どうしをつなぐ存在としてのPTAを説明してほしいと思います。

本研修会や、この後のグループディスカッションは、大分県内各地のそれぞれの事情を抱えている単P会長さんたちと話をする機会です。どのような説明をしているかなど、討議の柱としてみてはいかがでしょうか。

(3) 未加入届【例】について

(現時点では、PTAに加入しないということで未加入届という形で意思を明確に示してもらう)

入学説明会・入学式時の保護者会で、未加入届の提出により、PTA未入会の意味表示をしてもらった方がよい

例) 説明会后、目的や活動に賛同できない・加入しない方は単P事務局に連絡してもらい(＋会長と話し合う場を設定してもらうなど)。同意が得られない場合は、未加入届を提出してもらう(意思表示)。

- 会則例
- その意思により本会に加入しようとしなない者は、別に定める 未加入届を本会 会長に提出しなければならない。
 - (再加入について)
本会に加入しようとする者は、別に定める 加入届を本会 会長に提出することにより、任意にいつでも加入することができる。

例) 未加入届

〇〇〇学校PTA未加入届

〇〇〇学校 PTA への未加入をご希望される場合は、下記届にご記入の上、単位PTA 事務局、または役員に手渡してください。

なお、未加入の場合、PTA 学生・子ども保険【任意】に加入できなくなったり、保護者向けの PTA 主催の講演会・イベントに参加したりすることができなくなります。今一度お考え下さいますようお願いいたします。

※尚、随時入会も受付けております。

..... きりとり

〇〇〇学校PTA未加入届

令和 年 月 日
〇〇学校PTA
会長 〇〇 〇〇

〇〇〇学校PTAへは加入しません。

年 組 児童(生徒)氏名 _____

年 組 児童(生徒)氏名 _____

年 組 児童(生徒)氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

※未加入理由(よろしければお聞かせください)

(4) 郡市P連・育友会・県P連への未加入について

昨年度の別府市PTA連合会の県P連からの退会（別府市P連は存続）と由布市PTA連合会の解散（市P連としての活動が難しくなった）を受けて、県P連でも先日の第69回定期総会にて「退会・解散・休会」に関する会則の見直しが議案として上がった。

各郡市P連の会則も整っていないなど問題点もあり、今年度熟議することとなった

大分県PTA連合会

各郡市【14】PTA連合会

各単位PTA

(5) 単Pと学校間の業務委託（委任）契約について

PTA関連文書については、会員・未加入会員を区別して配れないなど。

※なぜ、配付できないのか理由をしっかりと聞き、どうすれば、会員に配付できるのかを学校と協議してほしい。

地方公務員である教職員は、勤務時間を職務にのみ従事しなければならない。他団体である単Pのお手伝いの問題があると考える校長・教職員が増えている。（スライド P13 業務委託）

参考資料「文部科学省HP2025年6月9日閲覧」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/041/siryo/attach/1417145.htm)

「職務」は、「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割

「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての仕事

その具体的な範囲は、1. 教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面（中略）4. 教育委員会などの行政機関やPTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。

実際どのような問題が発生しているか

①区別しながら配付することが煩雑で、教職員の事務作業を増加させるということが理由であれば、配付する文書に会員の児童生徒氏名を付記するなど、教職員の事務作業の負担がない形で配付する。

②会員・未加入会員の個人情報問題であり、全員配付しか認めないということであれば、単P事務局・役員が全児童生徒分の配付用封筒を準備し、封筒内の文書を会員・未加入に分けて配付する。

会長と学校長間で、業務委託契約書を結ぶことを考える

業務委託契約書

〇〇市立〇〇学校PTA会長(以下「甲」という。)と、〇〇市立〇〇学校校長(以下「乙」という)とは、
〇〇市立〇〇学校PTAの事務に関して、次の通り業務委託契約を締結する。

(契約の目的)

本契約にもとづき、甲は乙に対し、〇〇市立〇〇学校PTA事務のうち、次の行為をなすことを委託し、乙はこれを受諾する。

(委任事項)

甲が乙に委託する業務（以下、「委託業務」という）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
なお、甲乙間で委託業務の詳細について仕様書を作成した場合には、当該仕様書に記載された内容も委託業務に含まれるものとする。

- (1) P T A 会費の請求・集金・口座引落とし及び督促、経理事務一般
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- (3) P T A 新聞、各種 P T A 関連文書の印刷及び配布、収集作業**
- (4) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2、前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

例) 業務委任契約書

業務委任契約書

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という)と、〇〇〇〇〇 (以下「乙」という)とは、甲の事務に関して次のとおり業務委任契約を締結する。

(委任事項)

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受託する。

- (1) PTA 会費の徴収事務
- (2) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管
- (3) PTA 広報紙、各種 PTA 関連文書等の配布
- (4) PTA への提出物の回収・保管
- (5) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(報酬)

第3条 この業務委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も求めない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、または甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間満了は、当年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了後、乙は、この契約に基づき保管する書類等を、速やかに甲へ引き渡さなければならない。

(実施状況の確認)

第6条 甲は、委任業務の実施状況について、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、聞き取りや書類の確認等を行うことができる。

(補足)

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委任者 (甲)

会長

印

受任者 (乙)

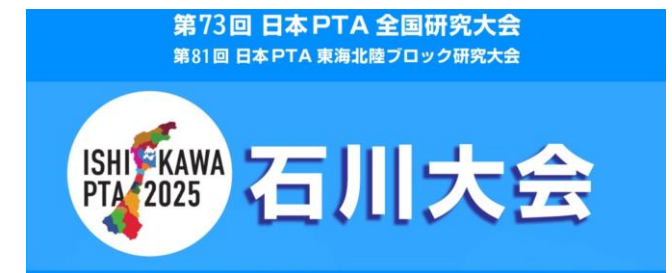
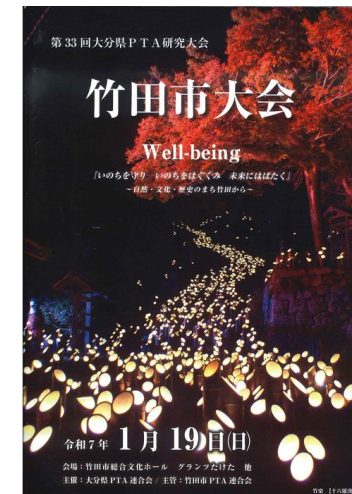
校長

印

Ⅱ：県P連の活動について

(1) 多様な学び合いの場の保障

- 幹部研修会
 - 全単位PTA会長研修会
 - 各郡市P連指導者研修会
 - 大分県PTA研究大会
- 【竹田市大会2024・大分市大会2025】
- 日本PTA九州ブロック研究大会【福岡市大会】
 - 日本PTA全国研究大会【石川大会】



(2) 教育環境整備・充実、子どもの安心・安全

- 県教委との教育問題懇談会
単Pの困り ⇒ 郡市P連で集約 ⇒ 県P連
- 「中学校3年生学力診断テスト」継続実施の要望
- 「はぐく美」発行・HPの充実
- PTA広報紙コンクールの開催
- 三行詩コンクールの募集と県表彰
- 「こんにちはPTA」の発行
- 「PTAのすゝめ」の活用推進
- 県P補償制度の運営



大分県PTA連合会会員の皆様へ

この保険は、大分県PTA連合会を締結とし、団体の構成団体を締結の対象とする団体締結です。保険料金は請求する権利、保険料金を滞りなく支払う義務は締結して大分県PTA連合会が負います。

大分県PTA連合会 学生・子ども総合保険

(団体総合生活保険)のご案内

- ① 約36%割引
- ② 子どものいじめ被害の相談費用
- ③ 自転車乗例にも対応!
- ④ 熱中症、天災危険(傷害)も補償

お子さまのおケガを保険期間中24時間補償

募集期間	一次募集：令和6年1月17日から令和6年3月31日まで 二次募集：令和6年4月1日から令和7年2月28日まで 加入手続日の翌月1日午後4時締切開始
保険期間	令和6年4月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時まで1年間 ※卒業年度に当たっては毎年自動で更新されます。詳しくは保険書をご覧ください。 ※契約が不成立の場合は、その旨を別途ご連絡いたします。
保険料払込方法	口座振替(Web口座振替手続きは一部ご利用いただけません場合があります。)
加入方法	5ページに記載のQRコードからWebでのお手続きをお願いします。 ※Web上で履歴で検索(履歴管理機能)に加入内容確認事項(住所確認事項)を必ずご確認ください。

保険の対象となる方(保険対象)

大分県PTA連合会連属の、中学校、新築英語学校(小・中)学校、大分県立学校の児童・生徒(入学手続きを済ませた方を含みます)です。ただし、私立中学校および普通中学校に進学される方は加入できません。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

学び行動するPTA

①県P連の行政への働きかけ〈教育問題懇談会〉

討議の柱（協議あり）

（１）子どもたち・教職員の安全・安心に係る防災教育の推進、防災体制の整備

（２）不登校・いじめ問題、外国籍や発達に特性のある児童生徒・ヤングケアラーなどに係る教育相談体制の充実について

（３）PTAと学校・地域との連携・協力関係をより発展させるための方策について

★令和6年度は、学校現場での防災対策について教育長から、前向きな回答を得られることができました。

そのほか（書面回答）

①教職員確保対策について・スクールロイヤーの活用状況について ②GIGAスクール構想の現状と課題について ③給食無償化、学校施設の老朽化、通学路の安全確保、着衣泳指導、などについても質問

②県P連の中学校3年生学力診断テストへのかかわり

平成20年3月に「県下普通科高校の全県一区」導入に際し、

平成18年10月に進学資料の早期作成のお願いとして

県P連が要望書を提出

平成19年4月に大分県教育委員会教育長から「中学校における

進路指導・キャリア教育の充実について」（通知）が発出され

校長会等から構成される実行委員会による公的テストを実施

高等学校等への進学に向けた進路相談の充実のための一方策として、生徒の主体的な進路決定に役立つ資料の充実がなされている。

～ 大分県PTA連合会HP ～

▶ 運営方針と目標



大分県PTA連合会の目的・事業など詳しくはこちらをご覧ください。

▶ 会長研修資料



PTA活動を進めていくポイント、挨拶文例などを項目ごとにまとめています。

▶ 機関紙「はぐく美」



はぐく美のバックナンバーについてはこちらをご覧ください。



▶ ファイルダウンロード

-  I PTAのおいたち (390KB)
-  II PTA活動に向けて (364KB)
-  III PTAの各活動 (492KB)
-  IV 人権教育研修の進め方 (426KB)
-  V PTA活動のためのQ&A (766KB)
-  VI 参考資料(あいさつ文例) (357KB)

会長研究資料 → I からVIの項目ごとに必要なファイルをダウンロードすることができます